

生涯教育制度ハンドブック

公益社団法人 日本視能訓練士協会

Japanese Association of Certified Orthoptists

<http://www.jaco.or.jp/>

協会事務局 〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-8-5 新神田ビル 2F
公益社団法人 日本視能訓練士協会
電話：03-5209-5251

目 次

生涯教育制度

1. 経緯	p. 6
2. 基本理念	p. 7
3. 目的	p. 7
4. 教育システムの概要	p. 7 - 8
5. 生涯教育制度の流れ	p. 9 - 10

新人教育プログラム

1. 目的	p. 12
2. 対象	p. 12
3. 履修期間	p. 12
4. 教育内容と受講方法	p. 12 - 14
5. 単位の取得と管理	p. 15
6. 修了申請と修了証の交付手続きおよび免除規定	p. 16
7. 登録と受講費	p. 17
8. 免許取得後6～10年目の者について	p. 17
9. 資料1 講義日程カリキュラム	p. 18 - 19
10. 資料2 シラバス	p. 20 - 22

基礎教育プログラム

1. 目的	p. 24
2. 対象	p. 24
3. 履修期間	p. 24
4. 教育内容と受講方法	p. 24 - 25
5. 単位の取得と管理	p. 25 - 26
6. 修了申請と修了証の交付手続き	p. 26
7. 免許取得後15年目以上の者について	p. 27
8. 受講費	p. 27
9. 資料3 基礎教育プログラム カリキュラム	p. 28 - 29
10. 資料4 基礎教育プログラム カリキュラム	p. 30 - 31
11. 資料5 シラバス	p. 32 - 36

専門教育プログラム

1. 目的	p. 38
2. 対象	p. 38
3. 履修期間	p. 38
4. 教育内容と受講方法	p. 38 - 39
5. 単位の取得と管理	p. 39
6. 修了申請と修了証の交付手続き	p. 40

7. 受講費	p. 40
8. 資料6 専門教育プログラム カリキュラム	p. 41 - 42
9. 資料7 専門教育プログラム 視能検査学カリキュラム	p. 43 - 44
10. 資料8 専門教育プログラム 眼鏡・光学カリキュラム	p. 45 - 46
11. 資料9 シラバス	p. 47 - 54

・認定視能訓練士

1. 目的	p. 56
2. 対象	p. 56
3. 認定基準	p. 56
4. 認定申請と認定証の交付手続き	p. 56

・認定視能訓練士の更新制度

1. 認定視能訓練士の更新制度	p. 58
2. 対象	p. 58
3. 認定期間と更新	p. 58
4. 更新方法	p. 58
5. 更新の管理	p. 58 - 59
6. 認定視能訓練士の認定喪失	p. 59

・認定専任教員

1. 目的	p. 61
2. 対象	p. 61
3. 認定基準	p. 61
4. 認定申請と認定証の交付手続き	p. 61

・認定専任教員更新制度

1. 認定専任教員の更新制度	p. 63
2. 対象	p. 63
3. 認定期間と更新	p. 63
4. 更新方法	p. 63
5. 更新申請	p. 63
6. 更新の管理	p. 63 - 64
7. 認定専任教員の認定喪失	p. 64
8. 休止	p. 64

・その他

1. 各プログラムの遅刻早退について	p. 66
2. 生涯教育制度の休止および復帰について	p. 66 - 67
3. 生涯教育認定事業の認定条件	p. 67
4. 生涯教育認定事業の講師の条件	p. 67 - 68

5 . 生涯教育認定事業の名称変更	・ ・ ・ ・ ・	p . 6 8
6 . 生涯教育認定事業の取り下げ	・ ・ ・ ・ ・	p . 6 8
7 . 会員証(一般・認定)・認定バッジ・認定証の再発行について		p . 6 8

. 生涯教育制度

1 . 経緯

1971年5月に視能訓練士法が成立し、同年10月に第1回の視能訓練士国家試験が行われ121名の視能訓練士が誕生した。日本視能訓練士協会は1972年5月に141名の会員をもって発足し、1988年には社団法人格)を取得して、視能訓練士の資質向上と視能矯正学の確立および国民の眼保健衛生の普及・向上を図る社会的責任を持つ公益性の高い団体として発展してきた。その結果、協会は2012年3月21日に公益社団法人への移行認定を受け、2012年4月から公益社団法人日本視能訓練士協会(公益社団法人日本視能訓練士協会、以下協会)として公益事業を行う団体の仲間入りを果たした。

法制化後5年間は1校のみであった養成施設は、40年を経て29施設(大学9校、短期大学1校、専門学校19校)となり、毎年750名前後の視能訓練士が誕生している。それに伴い、有資格者数は14,469名、協会の会員数は6,760名を数える(2018年8月現在)。今後同様の増加を仮定すると、2020年には有資格者数は15,000名、会員数は約9,000名を超えると推計される。

一方、近年の医学、医療の急激な発展に対応すべく、視能訓練士にとって視能管理を担う専門職として知識の向上と技術の熟達が必須となっている。協会はこれらの背景を踏まえ、それ以前より同理事会で萌芽的議論が始まっていた生涯教育制度の施行を具体化するため、2003年に生涯教育委員会を設置した。委員会は、国民に安全・安心な医療を提供するために視能訓練士が果たすべき役割について、協会の歴史的背景・医療現場のニーズ等を踏まえ、また他団体の生涯教育制度とも比較検討を重ね、最終答申を第50回協会理事会(2004年開催)に提出した。同理事会は委員会答申に基づき、実行案に関して1年間にわたり検討し、慎重に議論を重ねた。その結果、2006年春から生涯教育制度を開始することを決定し、まず同年に新人教育プログラムを、2009年からは基礎教育プログラムを開始した。2010年には基礎教育プログラムを修了して所定の条件を満たしたものを認定視能訓練士とすることを決定し、2013年4月から輩出している。今後は全ての視能訓練士が認定視能訓練士認定を受け、質の高い医療の提供に貢献することを目標に、制度の確立と充実を図る。

制度の最終段階にあたる専門教育プログラムについては、眼科学の各専門分野に特化した高度な知識及び技術を有する視能訓練士を育成することを目標に2017年より開始する。

2006年2月1日制定
2007年4月1日改定
2009年4月1日改定
2011年3月1日改定
2013年5月1日改定
2016年6月1日改定
2017年3月1日改定
2018年12月1日改定

2 . 基本理念

協会設立の基本的理念は、「視能訓練士の学術技能の研鑽並びに人格資質の陶冶に努め、視能矯正学の発展を促進し、もって国民医療の普及・向上を図り、健康の維持発展に寄与すること」にある。今日の高度医療社会において、ここに掲げる目的を遂行するためには、視能訓練士自身が自己研鑽・自己啓発に努め、多様化する社会的ニーズや医療を取り巻く環境の変化に対応し、社会に貢献できる専門職として学習し続けなければならない。

そこで協会は会員の意識を高めて、専門職として国民生活の質的向上に寄与できる知識や技術の向上を図り、個々の視能訓練士が輝きながら生き残っていく力をつけるための生涯教育制度を構築する。

3 . 目的

- 1) 豊かな人間性の涵養をはかり、信頼され尊敬される医療人を育成する。
- 2) 生涯学習への意識を高揚し持続させる。
- 3) 国民が良好な視能を享受するために寄与し、そのために必要な援助が行える医療専門職を目指すため、専門知識と理論に基づいた技術を磨き向上させる。
- 4) 専門性を追求し専門分野に対するより一層の知識を高めることで、医療・医学の進歩に寄与し、また高い倫理性をもって社会に貢献する。
- 5) 次世代を担う人材を発掘し、その育成を行う。

4 . 教育システムの概要

1) 教育のシステム

視能訓練士の将来と教育レベルを考慮して、協会が行う生涯教育制度は3段階の教育過程すなわち「新人教育プログラム」・「基礎教育プログラム」・「専門教育プログラム」で構成する。

2) 各プログラムの概要

「新人教育プログラム」

国家試験に合格し、有資格者として臨床実践を行いながら、卒前に習得した知識・技術を臨床の場で生かし、応用習熟する力を養う学習と、視能管理の専門職業人としての職業倫理および基礎的な知識・技術を学習する。

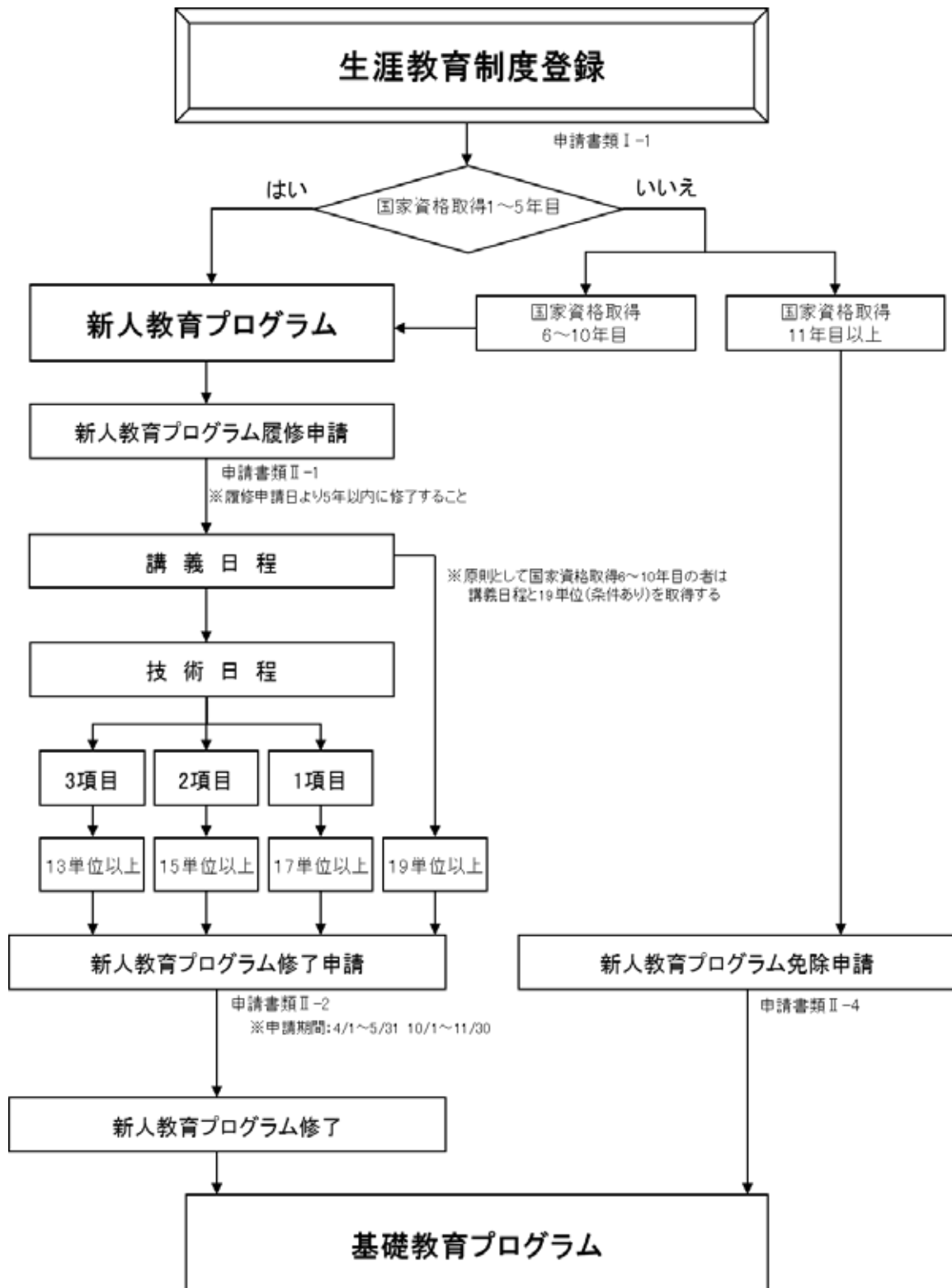
「基礎教育プログラム」

視能訓練士として基礎的な知識・技術を一定水準に維持すること。それに加え、自己研鑽を促して、基礎専門分野、専門分野についてより高い知識・技術の学習を行う。さらに保健・医療・福祉（介護を含む）といった領域を包括し、医療人として対応できるような幅広い学習を行う。

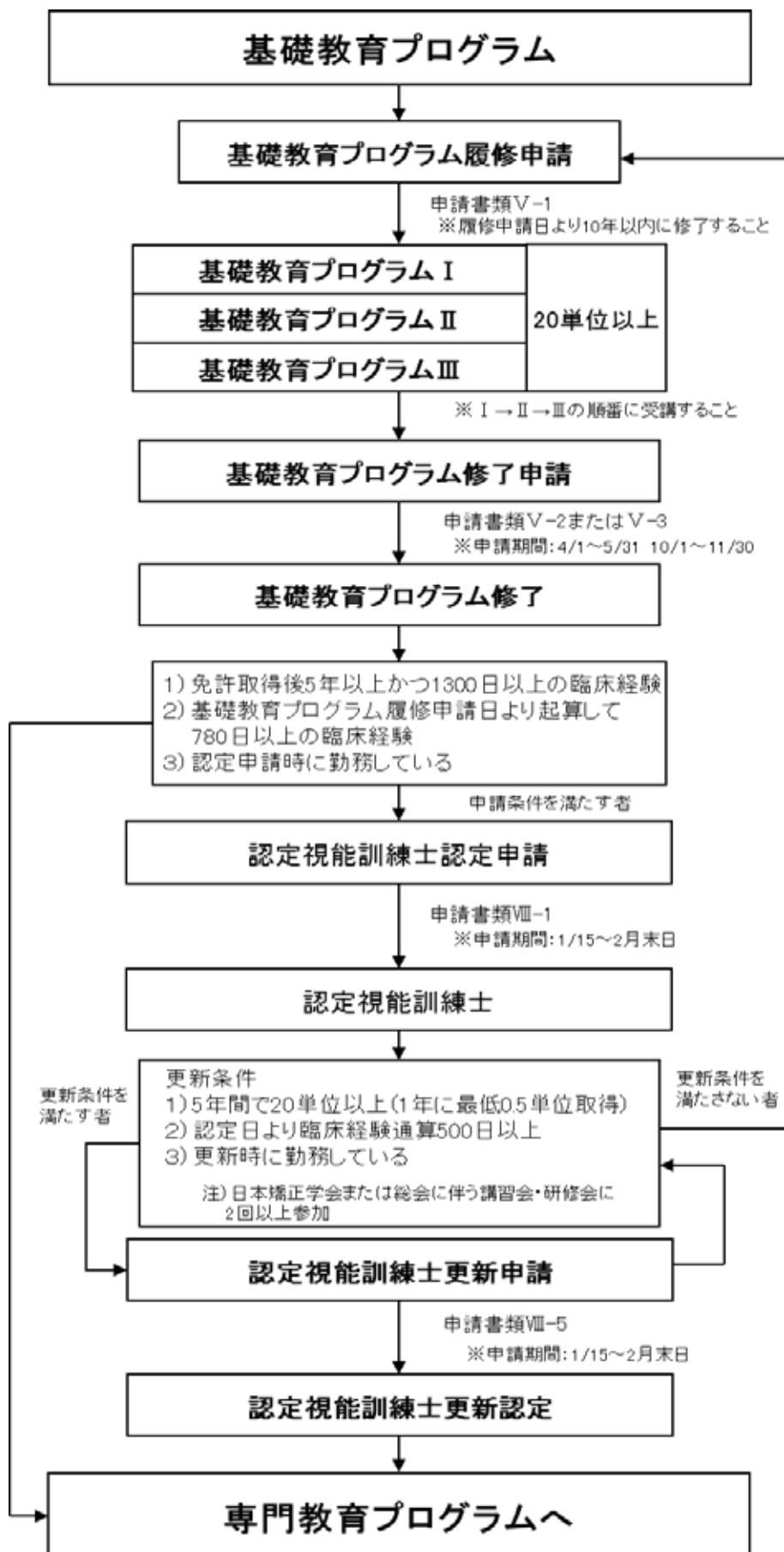
「専門教育プログラム」

専門分野での高度な知識と技術に加え、選択した専門領域の研究に必要な知識を習得し、各専門領域における教育・臨床・研究を通して、将来のリーダーを育成する。

5 . 生涯教育制度の流れ



次ページへ



・新人教育プログラム

1 . 目的

国民が良質な医療を安定的に享受できるよう、医療人として必要な高い職業倫理を有し、かつ視能の向上を目指す専門職としての知識と技術をかねそなえた視能訓練士となるための基本要項を徹底的に学習する。

2 . 対象

下記の条件を満たすものを新人教育プログラムの対象とする。

- 1) 協会の会員であること
- 2) 原則として国家資格取得後（以下免許取得後）5 年以内の者
- 3) 新人教育プログラム未了の者

3 . 履修期間

新人教育プログラムの履修申請日より 5 年以内に修了すること。

4 . 教育内容と受講方法

新人教育プログラムは、下記に示す講義日程、技術日程および別に定める学会参加・発表等の単位取得で構成される。

1) 講義日程の受講

履修者は東日本、西日本にてそれぞれ年 1 回開催される講義日程を履修期間内に 1 回（連続 2 日間）受講する。

講義内容は 2002 年 4 月に大綱化された視能訓練士養成施設の教育カリキュラムと国家試験の動向等を適宜反映させることとする。

開催日・開催地等は JACO ニュース、協会ホームページ、メールあるいは協会の郵送物にて別途案内する。

原則として講義日程を受講した後に、技術日程を受講する。

2) 講義日程の教育内容

資料 1、2

基礎分野：

医科学	リスクマネジメント
医科学	眼と脳の機能解剖学
基礎視能矯正学	視覚生理学
基礎視能矯正学	生理光学・眼鏡光学

臨床分野：

視能検査学	視能検査学各論（感覚系検査法）
	視能検査学各論（運動系検査法）、眼薬理学
視能障害学	眼疾病学
視能訓練学	視能訓練学

3) 技術日程の受講

講義日程（連続2日間）を先に受講すること
続いて、技術日程の3項目を各1回受講する（各1日間）
教育内容は、後述の重点3項目とする
開講日・開催地等はJACOニュース、協会ホームページ、メールあるいは協会の郵便物にて別途案内する

4) 技術日程の教育内容

技術日程は、新人として必須の下記3項目について、その技術向上を優先して行われる。

視力検査、屈折検査
視野検査
両眼視検査、眼位検査、眼球運動検査

5) 技術日程の開催方法

技術日程は、協会が安全で質の高い医療をめざすことの象徴ともいえる教育事業である。視能訓練士の増加を考慮した時、多くの会員が十分な教育機会を持つためには、地域単位で講習を行うことで、受講定員の拡大、受講機会の増大をはかり、きめ細かな対応をしていくことが不可欠であると思われる。以上より、地域の現状を踏まえ、全国を8ブロックに分け、ブロック単位で技術日程を実施することとする。

<ブロック区分>

北海道

東北 (青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県)

関東・甲信越 (茨城県・栃木県・群馬県・千葉県・埼玉県・神奈川県・山梨県・長野県・新潟県)

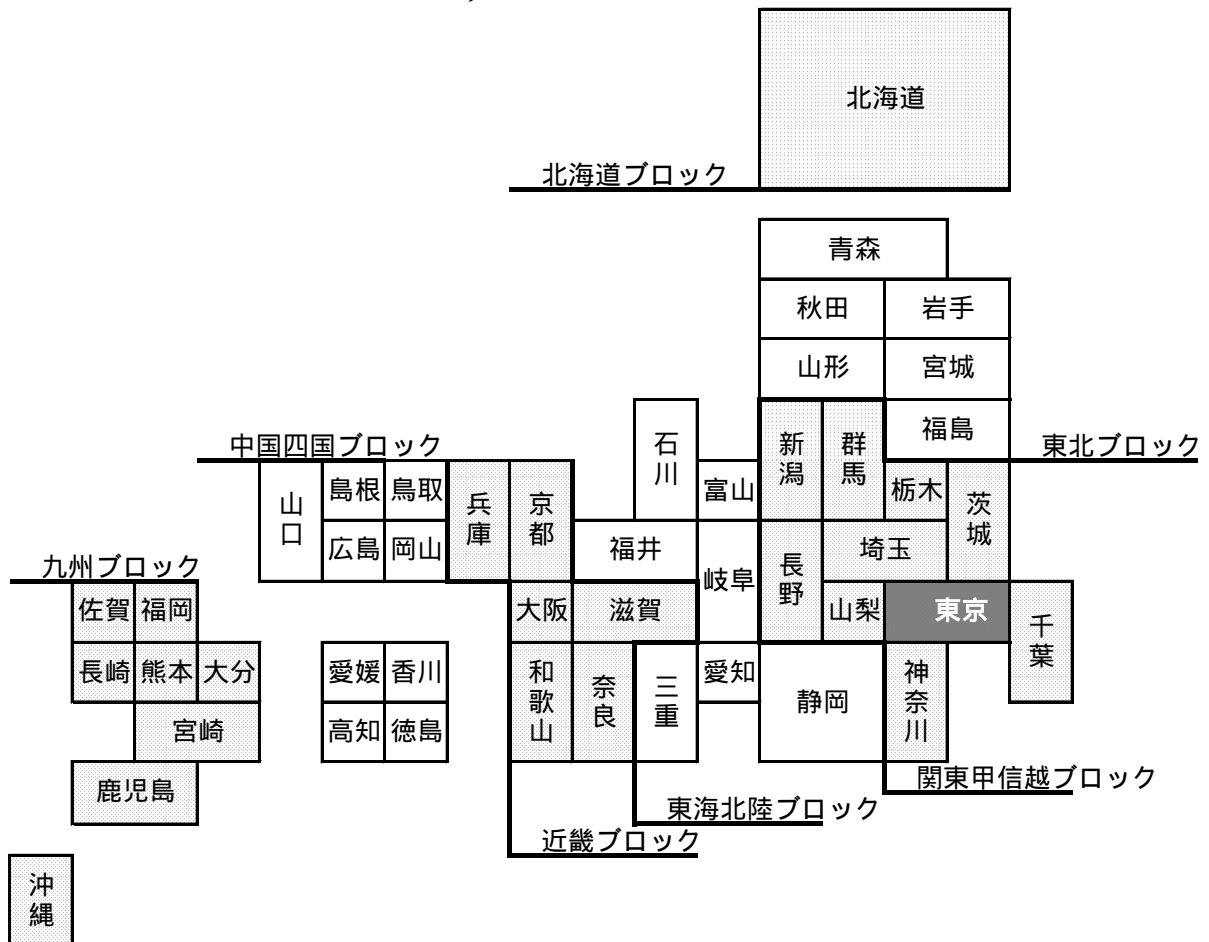
東京

東海・北陸 (静岡県・愛知県・岐阜県・三重県・福井県・石川県・富山県)

近畿 (滋賀県・奈良県・京都府・大阪府・和歌山県・兵庫県)

中国・四国 (鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県)

九州 (福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県)



5. 単位の取得と管理

1) 単位の取得

講義日程、技術日程受講の他、5年間に学会参加・発表等により、修了に必要な単位を取得する。原則は技術日程3項目を履修し13単位以上の単位を取得とするが、3項目の履修が困難であった場合に限り技術日程を単位に振り替えることができる。単位については生涯教育手続集（以下手続集）の視能訓練士生涯教育単位表（以下生涯教育単位表（手続集 -2））を基準とする。

新人教育プログラム修了に必要な単位数

講義日程および技術日程3項目を履修	13単位以上
講義日程および技術日程2項目を履修	15単位以上
講義日程および技術日程1項目を履修	17単位以上
講義日程のみ履修	19単位以上

注) 講義日程のみ履修の場合：日本視能矯正学会あるいは協会の総会に伴う講演会・研修会に2回以上出席し取得単位に含めること

留意事項：免許取得後3年以内の者がプログラムを修了する場合は技術日程3項目の履修が必須であり、技術日程を単位に振り替えることは出来ない。
(2021年以降 免許取得後5年以内の者がプログラムを修了する場合は3項目の履修が必須となるに変更する)

2) 単位の管理

別に定める生涯教育単位表（手続集 -2）に従い新人教育プログラム履修管理表（手続集 -5）を利用し記録する。

協会が主催または共催する学会や事業等で、協会承認済みとなる単位については協会ホームページの単位状況メモ画面の協会承認済み単位一覧に反映されていることも確認する。

協会ホームページの単位状況メモ画面の協会承認済み単位一覧に反映されていない、協会承認済み以外の単位は、後日送付できるようにしておく。（ただし、生涯教育セミナー、日本臨床眼科学会視能訓練士プログラムは学会時に承認したものの以外は認めない）学会参加については、学会名、参加者氏名、領収書が記載されている参加証明書あるいはネームカードのコピーを、学会発表と論文および著作については、氏名、タイトルが明記されているもののコピーを後日送付出来るように保管しておくこと。

地域勉強会の参加については参加した勉強会名、参加日を記録しておくこと（証明書は必要ない）

6. 修了申請と修了証の交付手続きおよび免除規定

1) 修了申請と修了証の交付手続き

新人教育プログラムの修了は履修者の自己申請(手続集 -2)により、理事会の承認をもって認定される。

新人教育プログラムの修了手続きには、下記の書類が必要である。

a. 協会所定の新人教育プログラム修了申請書(手続集 -2)

b. 単位取得申告書(手続集 -3a~3d)

b. は生涯教育単位表(手続集 -2)に従って記入すること。

単位の内容に応じ、必要なものを添付の上、単位取得申請すること。

(1)学会等出席に伴う協会承認済み単位

: 単位状況メモ画面にある協会承認済み単位一覧の画面プリント

(2)学会等出席に伴う協会承認済み以外の単位

: 学会等出席に伴う単位取得申告書(手続集 -3a)およびネームカードのコピーまたは参加証明書

(いずれも学会名・参加者氏名・領収書の掲載が必要)

(3)学会発表と誌上発表論文および著作

: 単位取得申告書(手続集 -3b~3d)および氏名、タイトルが明記されているもののコピー

H Pから単位状況メモ画面のプリント(1)ができない方、あるいは会員証による単位登録ができなかった場合は、(2)と同様に単位取得申請書への記載とネームカードなどのコピーの添付による申請も可能とする。(生涯教育セミナー、日本臨床眼科学会視能訓練士プログラムを除く)

申請期間は、毎年4月1日~5月31日必着、10月1日~11月30日必着の2期間とする。

修了申請は履修申請から6年目以内に行うこと。

協会は、新人教育プログラム修了申請書と単位取得申告書を受領し、理事会承認後に新人教育プログラムの修了証を会員に授与する。

2) 免除規定

特例措置として免許取得後10年を経過した者(11年目に入る者)は自己申請により新人教育プログラムが免除される。基礎教育プログラムに進む者は生涯教育制度登録(手続集 -1)および新人教育プログラム免除申請(手続集 -4)を行うこと。

7. 登録と受講費

- 1) 生涯教育制度登録のため協会員に生涯教育制度ハンドブックを配布する。
- 2) 生涯教育制度の登録については手続集を参照のこと。
- 3) 登録および受講費用については、当面下記のように定める。

生涯教育制度登録費		2,000 円
新人教育プログラム受講費	講義日程	15,000 円 (2 日間)
	技術日程	6,200 円 (各技術項目につき)
受講費は改定することがある。		
新人教育プログラム聴講費	講義日程	
	会員	10,000 円 (1 日)
	生涯教育制度未登録者	30,000 円 (1 日)

新人教育プログラムの講義日程の受講は、免許取得後 5 年以内の者を優先する。また生涯教育制度登録者で講義日程の聴講を希望する者は、受け入れ可能な場合に限り上記の参加費をもって認めることとし、生涯教育制度未登録者が聴講を希望した場合については、1 日 30,000 円の参加費をもって認めることとする。詳細は JACO ニュース、協会ホームページ、メールあるいは協会の郵送物にて別途案内する。

8. 免許取得後 6～10 年目の者について

免許取得後 6～10 年目の者は、生涯教育制度登録（手続集 -1）および新人教育プログラム履修申請（手続集 -1）を行い、登録開始から 5 年以内に講義日程の受講および必要単位数 19 単位数以上を取得し、新人教育プログラム修了申請（手続集 -2）を行うことにより、基礎教育プログラムへ進むことが可能である。

講義日程カリキュラム

講義日程カリキュラム

第 1 日 目	9:00	9:20	9:30	11:00	11:10	12:40	13:40	15:10	15:20	16:50	17:00	18:30	
	受付		(臨床分野) 視能検査学 眼薬理学 <薬の作用・副作用>	休憩	(臨床分野) 視能障害学 <眼疾病学> 全身疾患と眼	昼 休 み	(基礎分野) 基礎視能矯正学 <生理光学・眼鏡光学> 眼光学の基礎および 視力・屈折検査	休憩	(臨床分野) 視能検査学 <視能検査学各論 運動系検査法 眼位・眼球運動検査	休憩	(基礎分野) 基礎視能矯正学 <視覚生理学> ヒトの視覚特性・両眼視		
	開講式												
	9:00		10:30	10:40	12:10	13:10	14:40	14:50	16:20				
	(臨床分野) 視能訓練学 <視能訓練学> 両眼視機能訓練の 基礎知識と訓練計画		休憩	(臨床分野) 視能検査学 <視能検査学各論 感覚系検査法・視野検査の 理論と実際	昼 休 み	(基礎分野) 医科学 <眼と脳の機能解剖学> 眼球運動障害	休憩	(基礎分野) 医科学 <リヌクマネーシメント>	閉講式				
	90		10	90	60	90	10	90					
	第 2 日 目												

(注) 講師内容、講義順は開催ごとに変更になることがあります

シラバス

基 礎	医科学	リスクマネジメント	医療事故を防止するためには、医療施設はもとより視能訓練士個人が、事故防止の必要性・重要性を自分自身の課題と認識して事故防止に努め、防止体制の確立を図ることが求められる。医療事故の発生防止対策および医療事故発生時の対応方法について理解し、ヒヤリ・ハット事例や医療事故の分析により、事故防止対策の強化充実を考える。
	医科学	眼と脳の機能解剖学	視能が成立するための眼球・視覚伝導路および脳の解剖・生理学を理解し、形態・動き・色の視覚情報処理およびこれらの機能と注意や記憶との関わりについて、その基礎と最新の研究成果を学習する。またこれらの視能の障害と障害部位の関係を理解する。
	基礎視能矯正学	視覚生理学	視能が成立するための中枢神経と末梢神経系のメカニズムを理解し、視力・視野・眼球運動・両眼視等の成り立ちにかかわる信号処理のメカニズムと現象を理解する。また視能矯正の原理について最新の研究成果を学習する。
	基礎視能矯正学	生理光学・眼鏡光学	屈折矯正の基礎となるレンズ・プリズムの光学的特性について理解を深めるとともに眼球光学系の特徴・生理機能・屈折異常等、特に臨床で必要とされる光学理論について理解する。 また、眼鏡・コンタクトレンズ・眼内レンズの光学の特徴について理解し、これらの光学補助具の適切な選択および不適切な選択がもたらす機能障害について理解する。さらに斜視・弱視の治療を目的とした光学補助具について、その理論的解釈と機能特性を理解する。

臨	視能検査学	視能検査学各論 感覚系検査法	感覚・認知系の視能検査について、検査法の意義・原理・方法・検査理論・評価別診断法について、基礎事項を再確認するとともに最新の研究成果もふまえて理解する。
		視能検査学各論 運動系検査法	認知・運動系の視能検査について、検査法の意義・原理・方法・検査理論・評価別診断法について、基礎事項を再確認するとともに最新の研究成果もふまえて理解する。
		眼薬理学	眼科臨床で使用する薬剤とくに日常臨床で使用する頻度の高い散瞳剤・縮瞳剤・麻酔剤の作用機序、作用・副作用について理解を深める。また、ショック症状をきたすおそれのある薬剤については、その全身症状とその対処法について学習する。その他、眼科領域における治療薬について、最新の知識を習得する。また、眼症状をきたす環境ホルモン等について学習する。
	視能障害学	眼疾病学	眼球および視覚伝導路の疾患について、その病態・病理および治療法等、また全身疾患と眼の関係について、最新の知見を理解する。主訴からみた眼機能検査の組み立ておよび検査法とその評価について学習する。
床	視能訓練学	視能訓練学	視能訓練（光学的・薬理的視能矯正を除く）の原理・方法・適応・効果のメカニズムについて理解し、各種障害に対する系統的な視能訓練が構築できるようにする。また、医療・保健・福祉領域での視能訓練士の役割やチーム医療のあり方について理解する。

注：カリキュラムの構成およびその内容については、視能訓練士養成校における教育内容および国家試験の動向等を適宜反映させることとする。

・基礎教育プログラム

1 . 目的

視能管理の専門職として必要な知識・技術を有し、一定水準以上の臨床実践能力を備えかつ、継続的学習によりその能力を維持する。また業務拡充が進む眼科医療・保健・福祉（介護を含む）領域の知識を広げ、対象の持つ問題点を多角的に解析し、適切な対応ができる幅広い能力を培う。

2 . 対象

- 1) 新人教育プログラム修了者
- 2) 新人教育プログラム免除者

3 . 履修期間

基礎教育プログラムの履修申請日より 10 年以内に修了すること。

4 . 教育内容と受講方法

基礎教育プログラムは、基礎教育プログラム（専門基礎分野、専門分野）、基礎教育プログラム（専門分野）、基礎教育プログラム（ケーススタディ）および別に定める学会参加・発表等の単位取得で構成される。受講者は、基礎教育プログラム から開始し、 、 の順序で受講する。

- 1) 基礎教育プログラム（専門基礎分野、専門分野）

資料 3、5

人体の構造と機能及び心身の発達
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進
視能の基礎 、
視能検査の心理的・社会的側面（視能検査学）
視能検査の心理的・社会的側面（視能訓練学）
保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念（視能障害学）
視能検査学
視能訓練士に必要な最新知識
修了試験

- 2) 基礎教育プログラム（専門分野）

資料 4、5

基礎教育プログラム を修了した者

視能障害学
基礎視能矯正学
視能訓練学

視能訓練士に必要な最新知識
修了試験

3) 基礎教育プログラム (ケーススタディ)
基礎教育プログラム、 を修了した者

検討症例

- (1) 視能矯正：検討事項(検査、検査結果の評価、視能訓練)
- (2) 視能障害：検討事項(検査、検査結果の評価、ロービジョンケア)

ケーススタディの進め方

- a. 受講者には事前に検討症例のデータを配布し、受講日までに各人で検討する。
- b. 受講当日は受講者をグループに分け、各グループで検討する。
- c. 各グループは検討内容をまとめ発表する。
- d. 指導者は各グループの発表に対する指導を行う。

修了試験

4) 受講方法

開催日程

- 基礎教育プログラム : 東日本、西日本にてそれぞれ隔年1回(各3日間)
- 基礎教育プログラム : 東日本、西日本にてそれぞれ隔年1回(各3日間)
- 基礎教育プログラム ・視能矯正: 年2回(1日間)
- ・視能障害: 年2回(1日間)

基礎教育プログラム は東日本と西日本で実施し、認定視能訓練士の数がブロックで充足してきた時には地域単位での実施の可能性について検討する

受講方法

基礎教育プログラム、 、 を各1回ずつ受講する。(は両検討症例を受講)
開催日・開催地等は JACO ニュース、協会ホームページ、メールあるいは協会の郵便物にて別途案内する。

5. 単位の取得と管理

- 1) 基礎教育プログラム開始10年以内に基礎教育プログラム、 、 を履修し、別に定める学会参加等により、必要な単位を取得する。
- 2) 基礎教育プログラムの修了に必要な学会参加等の単位は20単位以上とする。
単位については生涯教育単位表(手続集 -2)を基準とし、基礎教育プログラム履修管理表(手続集 -5)を利用し記録する。協会が主催または共催する学会や事業等で、協会承認済み単位については協会ホームページの単位状況メモ画面の協会承認済み単位一覧に反映されていること確認する。

協会ホームページの単位状況メモ画面の協会承認済み単位一覧に反映されていない、協会承認済み以外の単位は、後日送付できるようにしておく。(ただし、生涯教育セミナー、日本臨床眼科学会視能訓練士プログラムは学会時に承認したものの以外は認められない)

学会参加については、学会名、参加者氏名、領収書が記載されている参加証明書あるいはネームカードのコピーを、発表と論文および著作については、氏名、タイトルが明記されているもののコピーを、後日送付出来るように保管しておくこと。
地域勉強会の参加については参加した勉強会名、参加日を記録しておくこと(証明書は必要ない)

6. 修了申請と修了証の交付手続き

基礎教育プログラム、 、 の修了および20単位以上を取得した者を基礎教育プログラム修了者とする。

なお各プログラムの修了は修了試験を受け、6割以上正答した者とする。

1) 修了申請と修了証の交付手続き

基礎教育プログラムの修了は履修者の自己申請(手続集 -2)により、理事会の承認をもって認定される。

基礎教育プログラムの修了手続きには、下記の書類が必要である。

a. 協会所定の基礎教育プログラム修了申請書(手続集 -2)

b. 単位取得申告書(手続集 -4a~4d)

b. は生涯教育単位表(手続集 -2)に従って記入すること。

単位の内容に応じ、必要なものを添付の上、単位取得申請すること。

(1) 学会等出席に伴う協会承認済み単位

: 単位状況メモ画面にある協会承認済み単位一覧の画面プリント

(2) 学会等出席に伴う協会承認済み以外の単位

: 学会等出席に伴う単位取得申告書(手続集 -4a)およびネームカードのコピーまたは参加証明書

(いずれも学会名・参加者氏名・領収書の掲載が必要)

(3) 学会発表と誌上発表論文および著作

: 単位取得申告書(手続集 -4b~4d)および氏名、タイトルが明記されているもののコピー

HPから単位状況メモ画面のプリント(1)ができない方、あるいは会員証による単位登録ができなかった場合は、(2)と同様に単位取得申告書への記載とネームカードなどのコピーの添付による申請も可能とする。(生涯教育セミナー、日本臨床眼科学会視能訓練士プログラムを除く)

申請期間は、毎年4月1日~5月31日必着、10月1日~11月30日必着の2期間とする

修了申請は履修申請から11年目以内に行うこと。

協会は、基礎教育プログラム修了申請書と単位取得申告書を受領し、理事会承認後に基礎教育プログラムの修了証を会員に授与する。

7 . 免許取得後 15 年目以上の者について

免許取得後 15 年目以上の者は、希望により基礎教育プログラム の受講を指定学会への参加で振替可能とする。なお振替で参加した学会の参加単位は、基礎教育プログラム修了に必要な単位数には含めず、免除者用申請書(手続集 -3)に記載すること。

指定学会

視能矯正・・・日本視能矯正学会および日本弱視斜視学会総会

視能障害・・・日本ロービジョン学会総会および日本ロービジョン学会研修会 1・2

注) 指定学会は基礎教育プログラム履修申請後に参加した学会とする。

8 . 受講費

受講費用については当면下記のように定める。

基礎教育プログラム	22,000 円 (3 日間)
基礎教育プログラム	22,000 円 (3 日間)
基礎教育プログラム	9,000 円 (1 日)
	受講費は改定することがある。
基礎教育プログラム ・ 聴講費	
会員	10,000 円 (1 日)
生涯教育制度未登録者	30,000 円 (1 日)

基礎教育プログラム履修中もしくは修了者が基礎教育プログラム ・ の聴講を希望した場合は、受け入れ可能な場合に限り上記の参加費をもって認めることとする。ただし、プログラム履修中の者は未修了のプログラムを聴講することは出来ない。また生涯教育制度未登録者が聴講を希望した場合は、1 日 30,000 円の参加費をもって認めることとする。詳細は JACO ニュース、協会ホームページ、メールあるいは協会の郵送物にて別途案内する。

基礎教育プログラム カリキュラム

基礎教育プログラム カリキュラム

第1日目	9:00	9:30	9:40	11:05	11:25	12:50	14:00	15:25	15:45	17:10	17:30	18:55
	受付		視能検査学 入力系 <眼鏡>	試験 休憩	視能の基礎 <視覚情報処理過程の概 要と大脳の機能局在>	試験 休憩	視能検査学 統合系 <視能検査学概要>	試験 休憩	疾病と障害の成り立ち及び 回復過程の促進	試験 休憩	視能検査学 統合系 <検査結果とその評価>	試験
第2日目	9:00	10:25	10:45	12:10	13:20	14:45	15:05	16:30	16:50	18:15		
	視能検査学 入力系 <光学概論>		試験 休憩	人体の構造と機能及び心 身の発達	試験 休憩	視能の基礎 <視覚機能を評価するため の視覚生理学の基礎>	試験 休憩	保健医療福祉と視能障害 のリハビリテーションの理念	試験 休憩	視能検査学 出力系 <視能検査学概要及び検 査結果とその評価>	試験	
第3日目	9:00	10:25	10:45	12:10	13:20	14:50						
	視能検査の心理的・社会 的側面 <患者・障害者の心理的、 社会的側面>		試験 休憩	視能検査の心理的・社会 的側面 <視能訓練士の心理的、 社会的側面>	試験 休憩	視能訓練士に必要な最新 知識	閉講式					
	85	10	10	85	10	60	85	10	10	85	10	10

注) 講義内容、講義順は開催ごとに変更になります

基礎教育プログラム カリキュラム

基礎教育プログラム カリキュラム

第 1 日 目 受 付 閉 講 式	9:00	9:30	9:40	11:05	11:25	12:50	14:00	15:25	15:45	17:10	17:30	18:55	10	
			視能障害学 <白内障の病態と治療法>	試験 休憩	視能障害学 <糖尿病による眼合併症の 病態と治療法>	試験 昼 休 み	視能障害学 <緑内障の病態と治療法>	試験 休憩	視能障害学 <視神経疾患の病態と 治療法>	試験 休憩	視能障害学 <高次脳機能障害の基礎と その評価>	試験		
		85		10	10	85	10	60	85	10	10	85		
	第 2 日 目	9:00	10:25	10:45	12:10	13:20	14:45	15:05	16:30	16:50	18:15			
			基礎視能矯正学 <弱視の病態分析、検査 方法とその評価>	試験 休憩	視能訓練学 <弱視に対する視能矯正の 知識と技術>	試験 昼 休 み	視能訓練学 <斜視の病態分析、検査 方法とその評価>	試験 休憩	視能訓練学 <斜視に対する視能矯正の 知識と技術>	試験 休憩	基礎視能矯正学 <弱視と斜視の光学的 視能矯正>	試験		
			85		85		85		85		85			
			10	10		10	60		10	10		10	10	10
			900	10:25	10:45	12:10	13:20	14:50						
	第 3 日 目		視能訓練学 <ロービジョンケアの概念>	試験 休憩	視能訓練学 <ロービジョンケアの 訓練と援助>	試験 昼 休 み	<視能訓練士に必要な最新知識>	閉 講 式						
			85		85		90							

注) 講義内容、講義順は開催ごとに変更になります

シラバス

基礎教育プログラム

専 門 基 礎 分 野	人体の構造と機能及び心身の発達	人体は固有の遺伝情報によってつくられる。人体を構成する細胞の構造や機能を知り、神経系を構成しているニューロンの基礎構造や働き、シナプスでの神経伝達物質の役割について理解する。また心身の成長や発達、加齢による組織の変化や機能の変化について理解する。
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	医療の進歩により生命の維持がさらに可能となり、QOL（Quality of Life）の維持、向上に努めなければならない。そのために中枢性および末梢性神経の成長や再生を理解し、有効的なりハビリテーションや機能回復の過程やメカニズムについて、特に感覚器系疾患や脳、神経科系疾患を中心に機能回復について考える。
	視能の基礎 視覚情報処理過程の概要と大脳の機能局在	大脳皮質における機能局在が科学的事実として明らかにされるに至った歴史的背景と最近のブレインイメージング法による脳機能解析の成果について概要を理解する。特にヒトのあらゆる機能をつかさどる脳の構造と機能局在を知り、視覚情報処理過程の概要を理解する。
	視能の基礎 視覚機能を評価するための視覚生理学の基礎	視覚伝導路が障害されるとその障害部位によって形態覚や光覚、色覚、物体の動きや立体視などの視能が障害される。これらの視能を的確に評価するために必要な視覚生理学の基礎的知識を理解する。
	視能検査の心理的・社会的側面 患者・障害者の心理的、社会的側面	（視能検査学） 視能訓練士が臨床で関わりを持つ患者・障害者の心理状態は、病状あるいは障害の程度にかかわらず多様である。患者・障害者が疾病に罹患しそれを受容するまでの心理的および社会的側面を理解し、その対応方法を考える。
	視能検査の心理的・社会的側面 視能訓練士の心理的・社会的側面	（視能訓練学） 医療技術者として、臨床で必要となる基本的心構え、医療倫理およびチーム医療に関する理解を深める。また検査あるいは訓練を行う際の視能訓練士としてのあるべき意識、姿勢および責任について考えると共に、医療技術者側の心のケアに関する知識も深める。

		保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	(視能障害学) 保健医療福祉の理念は、障害の有無にかかわらず子供も高齢者も互いに支え合い、個人の尊厳と人間性の尊重を基盤とした自立した生活を営み、明るく豊かに暮らしていける社会を目指すものである。こうした理念に基づき、視覚の専門家として視能障害のリハビリテーションにどのように取り組むべきかを考える。
専 門 分 野	視 能 検 査 学	入力系 光学概論	眼球光学系、光学的眼科検査機器および光学的視能矯正を理解し応用するために必要な物理光学、生理光学、眼光学など光学全般について理解する。
		入力系 眼鏡	成人における屈折異常や調節異常に対する光学的視能矯正の方法について理解する。また光学的視能矯正用具としての様々な眼鏡レンズの光学特性、解剖学的特徴に基づいたフレームとフィッティングの基本についても理解する。
		統合系 視能検査学概要	視覚統合系におけるそれぞれの器官の特性と異常を理解し、各器官の状態を的確に把握するにはどのような検査法が適しているかを考える。
		統合系 検査結果とその評価	患者個々の状況に応じた検査法の選択から検査手技、結果判定までを系統立て、さらに病態との関連について具体的事例を基に総合的評価ができるように考える。また、結果の表す意味を視覚情報処理過程と関連づけて理解する。
		出力系 視能検査学概要及び 検査結果とその評価	視覚出力系の主体となる両眼性眼球運動や眼位に關与する視覚連合野、眼運動神経、外眼筋のメカニズムを理解し、各機能の状態を的確に把握するにはどのような検査法が適しているかを考える。また、患者個々の状況に応じた検査法の選択から検査手技、結果判定までを系統立て、さらに病態との関連について具体的事例を基に総合的評価が可能となるよう学習する。
		視能訓練士に必要な最新知識	日々進歩する現代医療に従事する視能訓練士は、視能を管理する専門家として常に最新の情報を知り、学習し続けなければならない。視能訓練士が知っておくべき最新の研究成果や情報をテーマとしてとりあげる。

基礎教育プログラム

専 門 分 野	視 能 障 害 学	白内障の病態と治療法	白内障の病態・分類を理解し、白内障の治療時期や治療方法および合併症を知る。また白内障の術前術後の屈折矯正法をはじめとする検査時の注意点および評価方法を理解する。
		糖尿病による眼合併症の病態と治療法	今後中途失明者の増加が予想される糖尿病網膜症の病態と眼所見を理解し、様々な病態に応じた治療方針を知る。糖尿病が引き起こす視神経障害や眼球運動障害、屈折・調節障害など神経眼科的眼合併症を理解し、視能検査時の注意点、患者への対応を理解する。
		緑内障の病態と治療法	原発開放隅角緑内障および正常眼圧緑内障の病態と治療法を理解する。緑内障の視機能評価に欠かせない視野検査の正しい検査法のごつと評価法を理解する。また緑内障と酷似した他の視野異常との鑑別点と検査上の注意点を理解する。
		視神経疾患の病態と治療法	視神経症の定義、病態、鑑別診断および治療法を知る。中心フリッカー検査、視野検査、色覚検査等、診断および鑑別診断に欠かせない検査法や適応を知り、それぞれの検査上の注意点や評価法を理解する。
		高次脳機能障害の基礎とその評価	大脳皮質および大脳辺縁系の機能の概要を解説する。また、後頭・頭頂・側頭・前頭連合野および扁桃・海馬などの病変によって生じる各種の視覚障害（形態認知障害・半側視空間無視などの空間認知障害・失認・失行・失語・ワーキングメモリの障害等）を学習する。
	基礎視能矯正学	弱視と斜視の光学的視能矯正	視覚感受性期の乳幼児や小児における的確な屈折矯正、眼位矯正の重要性を再認識した上で、弱視や斜視治療の基本となる光学的視能矯正の理論と実際を学習するとともに、これらの治療に適した光学的治療用具に関する知識を深める。

専 門 分 野	基礎 視 能 矯 正 学	弱視の病態分析 検査方法とその評価	小児の視覚特性、弱視の定義、分類、病因論を理解し、的確な病態分析を行うための検査方法とその評価方法を理解する
	視 能 訓 練 学	弱視に対する視能矯 正の知識と技術	弱視視能矯正の目的、原理、種類、適応を理解する。さらに弱視視能矯正の方法を学び、症例に合わせた選択と効果判定のために必要な知識、注意すべき副作用を理解する。
		斜視の病態分析 検査方法とその評価	斜視の病態分析に関する結果の評価方法を学び、視能訓練の適応を判定するために必要な知識を学習する。
		斜視に対する視能矯 正の知識と技術	さまざまな斜視の病態に対する訓練方法について学び、的確な訓練計画を策定する。また効果判定のために必要な知識、注意すべき副作用とその対処方法について理解する。
		ロービジョンケアの 概念	視覚障害に対するリハビリテーションの現状を理解し、病院内で視能訓練士が行うケアの可能性と留意点を考える。ロービジョン患者の視機能と行動の特性を理論的かつ実践的に理解する。ロービジョンケアの導入部で患者の行動の困難をどのように評価し、どのようなケアを構築していくかを考える。
	ロービジョンケアの 訓練と援助	主に読み書きに対する補助具の選定方法や訓練の方法を理解する。また生活用具、社会サービスの内容、娯楽、患者団体など患者へのケアに役立つ最新の情報を紹介する。	
視能訓練士に必要な最新知識			日々進歩する現代医療に従事する視能訓練士は、視能を管理する専門家として常に最新の情報を知り、学習し続けなければならない。視能訓練士が知っておくべき最新の研究成果や情報をテーマとしてとりあげる。

・専門教育プログラム

専門教育プログラムの概要

1. 目的

「専門分野での高度な知識と技術に加え、選択した専門領域の研究に必要な知識を習得し、各専門領域における教育・臨床・研究を通して、将来のリーダーを育成する」

医療に限らず技術を身につけた者はすべて、その知識・技術の研鑽に努める義務を負うが、自身の持つ技量を後進に伝えるという責任をも併せ持つ。特に医療の分野ではその職種・職域の発展のためには豊かな人間性を持ち、臨床力・研究力・指導力を備えた人材を育てていくことが必須である。生涯教育制度の目的の一つである「次世代を担う人材を発掘し、その育成を行う」ための制度の最終段階にあたる専門教育プログラムについては、眼科学の各専門分野に特化した高度な知識及び技術を有する視能訓練士を育成することを目標とする。

2. 対象

基礎教育プログラム修了者

3. 履修期間

特に設けない

4. 教育内容と受講方法

専門教育プログラムは、専門教育プログラム 専門教育プログラム (A:視能検査学
B:眼鏡・光学、視能訓練学、視能障害学)、専門教育プログラム で構成される。
プログラムは (A) (B) の順序で受講する

1) 専門教育プログラム 2日間

臨床心理学
視覚生理学
視覚生理学
視覚生理学
視覚生理学
視覚情報処理
心理物理学
医療統計学
研究の進め方と医学論文の作成
修了試験

2) 専門教育プログラム

<視能検査学> 3日間

他覚的屈折検査
前眼部検査
眼底検査
超音波検査・眼軸長検査
画像診断検査
電気生理学検査
調節・コントラスト・グレア検査
視野検査
色覚検査
修了試験

<眼鏡・光学> 2日間

眼鏡
眼鏡処方検査
コンタクトレンズ
眼内レンズ・屈折矯正手術
修了試験

<視能訓練学>

<視能障害学>

3) 専門教育プログラム

4) 受講方法

専門教育プログラム : 東日本 7月の海の日を含む連休 (日・月祝)
西日本 9月の敬老の日を含む連休 (日・月祝)

専門教育プログラム : 各領域ともに連続する2~3日間
東日本 7月の海の日を含む3連休 (土・日・月祝)
西日本 9月の敬老の日を含む3連休 (土・日・月祝)

専門教育プログラム : 東日本 7月の海の日を含む連休 (日・月祝)
西日本 9月の敬老の日を含む連休 (日・月祝)

5. 単位の取得と管理

1 プログラムごとに5単位を授与する(認定視能訓練士更新時に使用可能)

6 . 修了申請と修了証の交付手続き

7 . 受講費

専門教育プログラム	(2 日間)	15,000 円
	(2 日間)	15,000 円
	(3 日間)	各 22,000 円
	(2 日間)	15,000 円

専門教育プログラム カリキュラム

専門教育プログラム カリキュラム

第 1 日 目	9:00	9:20	9:30	11:00	11:20	12:50	14:00	15:30	15:50	17:20	17:40	19:10
	受付 閉講式		臨床心理学 90	試験 休憩 90	視覚生理学 (視能検査学に必要な内容) 90	試験 昼休み 10 60	視覚生理学 (眼鏡・光学に必要な内容) 90	試験 休憩 10 10	視覚生理学 (視能訓練学に必要な内容) 90	試験 休憩 10 10	視覚生理学 (視能障害学に必要な内容) 90	試験 10
9:00	10:30	10:50										
第 2 日 目	視覚情報処理 (脳科学) 試験 休憩 90		心理物理学 試験 昼休み 90		医療統計学 試験 休憩 10 10		研究の進め方と 医学論文の作成 試験 10 90		閉講式			

注) 講義内容、講義順は開催ごとに変更になります

専門教育プログラム (視能検査学)
カリキュラム

専門教育プログラム 視能検査学 カリキュラム

第1日目 受付	9:00	9:20	9:30	11:00	11:10	12:40	13:40	15:10	15:20	16:50	17:00	18:30
			屈折・収差検査 オートリフラクトメーター 波面センサ	休息	屈折・収差検査 前眼部形状検査 角膜形状解析 前眼部OCT	休息	休息	眼圧・角膜内皮検査 細胞灯検査・眼圧検査 角膜内皮細胞検査	休息	写真検査 カラー眼底写真 インフラレッド・ニッケル SLO・リトルセイン	休息	写真検査 自発蛍光 補償光学つき眼底検査 (血流検査を含む)
第2日目 光干渉断層計(OCT)	9:00	10:30	10:40	12:10	13:10	14:40	14:50	16:20	16:30	18:00		
			超音波検査・光学的眼軸長検査 超音波検査・眼軸長検査 Aモード・光学式測定法 Bモード・UBM	休息	画像診断検査 MRI CT X線	休息	電気生理学検査 網膜電図/多局所ERG	休息	電気生理学検査 視覚誘発電位 筋電図 電気眼振図 眼球電図			
	90	10	90	60	90	10	90	10	90			
	9:00	10:30	10:40	12:10	13:10	14:40	14:50	16:20	16:30	18:00		
		調節・コントラスト・グリフ検査	視野検査	色覚検査	休息	試験	閉講式					
第3日目 調節検査 コントラスト検査 グリフ検査	90	10	90	60	90	10	60					

注) 講義内容・講義順は開催ごとに変更になることがあります

専門教育プログラム (眼鏡・光学)
カリキュラム

専門教育プログラム <眼鏡・光学> カリキュラム

9:00	9:20	10:50	11:00	12:00	12:10	13:20	14:20	15:20	15:30	16:40	16:50	18:20							
													眼鏡1 眼鏡レンズ (球面・非球面・累進屈折カーブ リム・着色等)	眼鏡2 眼鏡フレーム	眼鏡2 眼鏡加工実習	眼鏡3 眼鏡マテリアル (理論)	眼鏡3 眼鏡マテリアル (実習)	眼鏡処方検査1 屈折矯正、小児の眼鏡 (非弱視、近視)	
第1日目																			
受付・開講式																			
90		10		60		10		70		60		10							
第2日目																			
8:30		10:00		10:10		11:40		12:40		14:10		14:20		15:50		16:00		16:40	
眼鏡処方検査2 成人の眼鏡		休憩		眼鏡処方検査3 プリズム眼鏡 眼疾患の眼鏡		昼休み		コンタクトレンズ		休憩		眼内レンズ・屈折矯正手術		休憩		試験		閉講式	
90		10		90		60		90		10		90		10		40		10	

注 講義内容・講義順は開講ごとに変更になることがあります

シラバス

< 専門教育プログラム >

専 門	臨床心理学	疾患や障害を持つ方の心の問題について把握することは、医療に携わるものとして重要である。視能訓練士が検査や視能訓練、ロービジョンケアなどにあたる際、患者の心理に寄り添った質の高い医療を提供するために、人間の心理的な問題について学習する。
	視覚生理学 (視能検査学に必要な内容)	外界の視覚情報は眼から視覚野へと伝達される。視覚情報処理過程における網膜神経節細胞や第一次視覚野、高次視覚野における機能的な役割について理解する。
	視覚生理学 (眼鏡・光学に必要な内容)	眼球光学系(眼球形状・屈折)に関する最新の知見やデータを確認し、すべての検査、眼科診療の入口となる眼光学系および光学的治療としての眼鏡の検査に必要な知識を学ぶ。
	視覚生理学 (視能訓練学に必要な内容)	弱視や斜視による視覚系神経回路に及ぼす影響について理解する。また弱視や斜視の病態と視覚特性について理解するとともに有効的な視能訓練について習得する。
	視覚生理学 (視能障害学に必要な内容)	視能障害が原因で起こる特徴的な機能異常を視覚生理学的な側面から学習する。またそれらの機能異常を評価する視能検査の方法や典型データについて理解する。
	視覚情報処理 (脳科学)	外界の刺激が閾値に達すると様々な視覚情報処理経路に伝達され処理されることで物体を検出する。 ヒトが「見える」とは何か、また網膜や視覚情報処理経路の障害が「見える」に及ぼす影響について理解する。

専 門	心理物理学	実験視覚心理学とは、実験的方法を用いて科学的根拠に基づいた視覚に関連した心の理解をめざす学問であり、これを応用した眼科検査が臨床で多数利用されている。根拠に基づいた医療を提供するために、実験に基づいた視覚の理解をめざし、その知識を臨床での検査に活用することを目標とする。
	医療統計学	科学的根拠に基づいた医療を行うためには多くのデータを収集し統計学的に検討する必要がある。医療統計学の基本的な考え方を理解し、正しい統計の取り扱いについて習得する。
	研究の進め方と医学論文の作成	臨床研究をはじめるとあって知っておくべき利益相反や医の倫理について理解する。また具体的な研究の進め方や医学論文を作成する際のポイントについて習得する。

< 専門教育プログラム 視能検査学 >

屈折・収差検査	オートレフラクトメーター 波面センサー	屈折・収差の測定原理、検査方法およびその適応を学ぶ。 実際の症例から臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。
屈折・収差検査	前眼部形状検査 角膜形状解析 前眼部 OCT	前眼部形状の測定原理、検査方法およびその適応を学ぶ。 実際の症例から臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。
眼圧・角膜内皮検査	細隙灯検査、眼圧検査 角膜内皮細胞検査	眼圧・角膜内皮細胞診の測定原理、検査方法およびその適応を学ぶ。実際の症例から臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。
写真検査	カラー写真 インドシアニングリーン SLO,フルオレセイン	写真撮影機器の構造、測定原理、検査方法およびその適応と薬剤による注意点を学ぶ。 実際の症例から適切な測定法およびアーチファクトなど、臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。
写真検査	自発蛍光 補償光学つき眼底検査 (血流検査を含む)	自発蛍光や血流検査などの機器の構造、測定原理、検査方法およびその適応を学ぶ。 実際の症例から適切な測定法およびアーチファクトなど、臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。
OCT検査	光干渉断層計 (OCT)	光干渉断層計の構造、測定原理、検査方法およびその適応を学ぶ。 実際の症例から適切な測定法およびアーチファクトなど、臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。

超音波・光学的 眼軸長検査	超音波検査・眼軸長検査 Aモード・光学式測定法 Bモード UBM	眼軸長計測や超音波などの測定原理、検査方法およびその適応と限界を学ぶ。 実際の症例から臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。
画像診断検査	MRI CT X線	MRI、CT、X線の測定原理、検査方法およびその適応を学ぶ。 実際の症例から臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。
電気生理学検査	網膜電図 / 多局所 ERG	ERGの基礎概念や生体反応とともに、眼科領域の電気生理検査の測定原理、検査方法およびその適応を学ぶ。また実際の症例から臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。
電気生理学検査	視覚誘発電位 筋電図 電気眼振図 眼球電図	VEP、EMG、EOG、ENGの基礎概念や生体反応とともに、眼科領域の電気生理検査の測定原理、検査方法およびその適応を学ぶ。またボツリヌス治療における筋電図検査を含めた実際の症例から臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。
調節・コントラスト・グレア検査	調節検査 コントラスト検査 グレア検査	調節、コントラスト、グレアの測定原理、検査方法および適応を学び、正常と異常を理解する。 実際の症例から臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。

視野検査	視野検査 (特殊視野・M-CHARTを含む)	各視野検査の測定原理、検査方法およびその適応を学ぶ。実際の症例から臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。
色覚検査	色覚検査	色の特性とヒトの感覚機能とともに、各色覚検査法の原理を学ぶ。実際の症例から臨床におけるポイントや落とし穴を習得する。

< 専門教育プログラム 眼鏡・光学 >

	屈折矯正手術	角膜から水晶体を含む解剖を理解し、角膜と ICL および IOL による各屈折矯正手術の矯正原理、適応、精度、合併症を学び、必要な検査を理解する。角膜形状解析装置や収差計の測定原理と結果の解釈について学ぶ。
	眼内レンズ	各種眼内レンズの素材、デザイン、用途を学び、非球面レンズや着色レンズのコンセプトと適応を理解する。Toric や Multifocal などの高機能眼内レンズの特徴や適応について学ぶ。
	コンタクトレンズ	レンズの種類と分類など基本的事項の確認。多焦点・トーリックなどのレンズの構造理解から処方検査。虹彩付、円錐角膜への処方例。小児への適応。近視抑制効果など。
眼鏡 1	眼鏡レンズ (球面、非球面、累進屈折力、プリズム、着色など)	眼鏡レンズの素材やデザインについての基本的知識を学ぶ。球面レンズと非球面レンズ、累進屈折力レンズの種類と設計、プリズムレンズの知識、着色レンズの分光透過と視機能などとの関係についても理解する。
眼鏡 2	眼鏡フレーム、眼鏡の加工	眼鏡フレームの素材とその特徴を学ぶ。眼鏡フレームとフィッティングの安定性への影響を学ぶ。眼鏡レンズの注文とメーカーの作製、眼鏡店での加工について学ぶ。 眼鏡フレームへの枠入れ実習を体験する
眼鏡 3	眼鏡フィッティング (理論と実際)	光学的満足を得る眼鏡のフィッティングと顔頭部形状の影響、特に小児の顔頭部形状とその特徴に対応するフィッティング理論と実際の技術を実習形式で学ぶ。眼科外来でのチェック方法についても知る。
眼鏡 処方箋 検査 1	屈折矯正、小児の眼鏡 (非弱視、近視)	弱視や斜視のない小児の屈折矯正について理解する。眼鏡処方検査における近視の過矯正を防ぐ方法。調節痙攣、身体表現性障害(身体症状症、心因性視力障害例)への眼鏡処方、近視進行抑制レンズについて学ぶ。

眼鏡処方箋検査2	成人の眼鏡	成人における屈折異常や調節異常の眼鏡処方検査を理解する。加齢による眼光学系の変化を考慮し、疲れにくく快適な眼鏡処方検査が行えるよう学ぶ。
眼鏡処方箋検査3	プリズム眼鏡 眼疾患の眼鏡	屈折異常や調節異常に加え、斜視や眼球運動障害によっておこる複視や眼精疲労への対応としてのプリズム眼鏡の方法を学習する。眼疾患のために視力や像の歪みに対応する眼鏡処方検査の工夫を学習する。

.認定視能訓練士

1 . 目的

「視能管理のエキスパート」であるべき視能訓練士が、日進月歩の医学、医療において最新の知識や理論に基づいた技術を自己研鑽することは必須となっている。協会は生涯教育制度で学び、国民の健康の向上や維持に貢献できる知識と技術を習得し続けている者に対して「認定視能訓練士」の称号を授与し安心できる医療を提供するものである。

2 . 対象

基礎教育プログラム修了者

3 . 認定基準

- 1) 免許取得後 5 年以上かつ 1300 日以上の臨床経験があること。
常勤でない場合は日数計算とする。
- 2) 基礎教育プログラム履修申請日より起算して 780 日以上の臨床経験があること。
- 3) 認定申請時に勤務していること。
勤務先の勤務証明書の提出を必要とする。なお、勤務証明書は勤務年数（臨床経験）に含まれる勤務先のすべてについて必要とする。

4 . 認定申請と認定証の交付手続き

- 1) 基礎教育プログラムを修了した者は、基礎教育プログラム修了申請後 5 年以内に、認定視能訓練士認定申請書（手続集 -1）、申請用勤務証明書（手続集 -2）および会員証用顔写真（手続集 -3 に添付）を、協会事務局（以下事務局）に郵送する。
- 2) 協会は、上記の認定視能訓練士認定申請書と勤務証明書を審査し、書類に不備がなければ理事会承認後に認定視能訓練士認定証と会員証および認定バッジを申請者に授与する。
- 3) 認定の申請期間は、毎年 1 月 15 日～2 月末日必着とする。

・認定視能訓練士の更新制度

1 . 認定視能訓練士の更新制度

医療の進歩に応じて能力を高めつつ、生涯にわたる研鑽を図るため、認定視能訓練士の認定は更新を必要とする。

2 . 対象

認定視能訓練士の資格を有する者

3 . 認定期間と更新

- 1) 認定視能訓練士の資格を取得した年を1年目と数え、認定期間は5年とする。
- 2) 認定5年目の1月15日～2月末日必着に更新手続きを行う。
- 3) その後、5年毎に更新手続きを行う。

4 . 更新方法

- 1) 認定視能訓練士認定後、学会参加等により5年間に20単位以上を取得すること。
ただし、1年間に最低0.5単位を取得すること(生涯教育単位表(手続集 -2)参照)
- 2) 協会が主催する日本視能矯正学会または総会に伴う講習会(研修会)に2回以上参加し、単位に加えること。単位については生涯教育単位表(手続集 -2)を基準とし、認定視能訓練士更新単位管理表(手続集 -7)を利用し記録する。協会ホームページの単位状況メモ画面の協会承認済み単位一覧に反映されていることも確認する。
学会参加については、学会名、参加者氏名、領収書が記載されている参加証明書あるいはネームカードのコピーを、学会発表と論文および著作については、氏名、タイトルが明記されているもののコピーを、後日送付出来るように保管しておくこと。
地域勉強会の参加については参加した勉強会名、参加日を記録しておくこと(証明書は必要ない)
- 3) 5年間で通算500日以上の臨床経験があること。
- 4) 更新時に勤務していること。
勤務先の勤務証明書の提出を必要とする。なお、勤務証明書は臨床経験に含まれる勤務先のすべてについて必要とする。

5 . 更新の管理

- 1) 更新は取得単位を手続集または会員ログインサイトにて自己管理し、期間内に更新申請を行う。
- 2) 更新の申請期間は更新年を1年目とした場合、5年目の1月15日～2月末日とする。
なお、更新案内は更新1年前の4月に郵送で本人に通知する。
例：1年目 2013年4月1日～2014年3月31日
2年目 2014年4月1日～2015年3月31日

3年目 2015年4月1日～2016年3月31日

4年目 2016年4月1日～2017年3月31日

5年目 2017年4月1日～2018年3月31日

この場合、更新期間は2018年1月15日～2月末日となる。

- 4) 手続きは認定視能訓練士更新登録申請書(手続集 -5)に単位取得申告書(手続集 -3a～d)と更新用勤務証明書(手続集 -6)に会員証用顔写真(手続集 -3に添付)を添え、事務局に郵送する。
なお会員ログインサイトの単位状況メモ画面にある協会承認済み単位一覧にて20単位以上を取得している者は、認定視能訓練士更新取得単位状況メモのコピーの提出をもって単位取得を認める。(単位取得申告書の提出は不要である。)
- 5) 協会は、上記の認定視能訓練士更新登録申請書と単位取得申告書および勤務証明書を審査し、書類に不備がなければ理事会承認後に認定視能訓練士更新証明証と会員証を会員に授与する。
- 6) 更新登録料は5年間で7,000円とし、更新登録申請時に支払う。

6. 認定視能訓練士の認定喪失

- 1) 5年の更新期間ごとに更新登録を行わなかった者は認定視能訓練士の認定を失効される。失効された者は、認定視能訓練士会員証、認定バッジが無効となる。認定視能訓練士を新たに取得するものは新規に基礎教育プログラムを履修する必要がある。
- 2) 無効となった認定バッジは速やかに事務局へ返却する。
- 3) 認定視能訓練士の認定喪失については、協会定款施行規則に従い理事会がこれを判断する。

・認定専任教員

1 . 目的

次世代を担う優れた視能訓練士を教育するため、学生教育に直接携わる視能訓練士専任教員の資質向上を目的とする。

2 . 対象

視能訓練士の学生の教育に携わる者
基礎教育プログラム 修了者かつ専任教員認定制度登録申請者

3 . 認定基準

- 1) 視能訓練士としての臨床経験が5年(年間100日)以上であること。
- 2) 視能訓練士養成所(以下、養成所)において、視能訓練士教育に5年(年間100日)以上携わっていること。
- 3) 日本視能訓練士協会基礎教育プログラム、および実習施設指導者等養成講習会を修了していること。
- 4) 専任教員認定制度登録申請後5年以内に申請をすること。また、別に定める学会参加等により認定専任教員認定申請年度を含む過去5年間に20単位取得していること。

* 大学院修士または博士課程を修了した者、もしくは大学設置審議会の教員組織審査に合格した者については、1)と2)を3年以上とする。

4 . 認定申請と認定証の交付手続き

- 1) 認定専任教員認定申請書(手続集-2)、基礎教育プログラムの修了証のコピー、実習施設指導者等養成講習会修了証コピー、申請用勤務証明書、会員証用顔写真(手続集-6に添付)を、事務局に郵送する。
- 2) 協会は、上記1)を審査し、書類に不備がなければ理事会承認後に認定専任教員認定証と会員証、認定バッジを申請者に授与する。
- 3) 認定の申請は、毎年1月15日から2月末日必着とする。

・認定専任教員更新制度

1 . 認定専任教員の更新制度

医療の進歩や教育の多様化に応じて能力を高めつつ、生涯にわたる研鑽を図るため、認定専任教員の認定は更新を必要とする。

2 . 対象

認定専任教員の資格を有する者

3 . 認定期間と更新

- 1) 認定専任教員の資格を取得した年を1年目と数え、認定期間は5年とする。
- 2) 認定5年目の1月15日～2月末日必着で更新手続きを行う。
- 3) その後、5年毎に更新手続きを行う。

4 . 更新方法

- 1) 認定専任教員認定後5年間(500日以上)視能訓練士養成学校で教育経験がある。
- 2) 日本視能矯正学会、日本医学教育学会、全国視能訓練士学校協会教員研修会、それぞれに5年間に1回以上参加している。(申請時と更新時で参加義務学会が異なるので注意)
- 3) 参加義務学会を含め、5年間で20単位以上、1年間に最低0.5単位取得すること。

5 . 更新の管理

- 1) 更新は取得単位を手續集または会員ログインサイトにて自己管理し、期間内に更新申請を行う。
- 2) 更新の申請期間は更新年を1年目とした場合、5年目の1月15日～2月末日とする。
なお、更新案内は更新1年前の4月に郵送で本人に通知する。

例：1年目 2013年4月1日～2014年3月31日

2年目 2014年4月1日～2015年3月31日

3年目 2015年4月1日～2016年3月31日

4年目 2016年4月1日～2017年3月31日

5年目 2017年4月1日～2018年3月31日

この場合、更新期間は2018年1月15日～2月末日必着となる。

- 3) 手続きは認定専任教員認定更新申請書(手續集 -8)、視能訓練士養成所勤務証明書更新用(手續集 -9)、単位取得申告書(手續集 -5a～5d)、更新料振込受理書コピー、会員証用顔写真(手續集 -6に添付)を添え事務局に郵送する。
なお会員ログインサイトの単位状況メモ画面にある協会承認済み単位一覧にて20単位以上を取得している者は、認定専任教員更新取得単位状況メモのコピーの提出をもって単位取得を認める。(単位取得申告書の提出は不要である。)

- 4) 協会は、上記の認定専任教員更新登録申請書と単位取得申告書および勤務証明書を審査し、書類に不備がなければ理事会承認後に認定専任教員更新証明証と会員証を会員に授与する。
- 5) 更新登録料は5年間で7,000円とし、更新登録申請時に支払う。

6. 認定専任教員の認定喪失

- 1) 5年の更新期間ごとに更新登録を行わなかった者は認定専任教員の認定を失効される。失効された者は、認定専任教員会員証、認定バッジが無効となる。認定専任教員を新たに取得するものは新規に基礎教育プログラムを履修する必要がある。
- 2) 認定バッジは速やかに事務局へ返却する。
- 3) 認定視能訓練士の認定喪失については、協会定款施行規則に従い理事会がこれを判断する。

7. 休止

出産、育児、留学などで単位取得が困難な年度については、休止を認める。速やかに休止届などの必要書類を指導者等養成委員会に提出する。手続きは生涯教育制度休止届に準ずる。

注) 申請時と更新時とでは参加義務学会が変わるので、注意のこと。

. その他

1. 各プログラムの遅刻早退について

30分以上の遅刻は欠席とする。

交通遅延による遅刻は遅延証明書の提出により例外と認める。

ただし技術指導やグループワークの途中参加となる場合は、遅延証明書の提出があっても、再受講とし、受講費は返金する。

体調不良を含む30分以上の早退は再受講とし、徴収した受講費は返金しない

再受講者の次回参加の申し込みは他の受講希望者と同じ扱いとする。

2. 生涯教育制度の休止および復帰について

各プログラムを履修または認定視能訓練士、認定専任教員の更新をしている者が、海外留学、海外赴任、病気、介護、出産、育児、等で休止の必要が発生した時は、すみやかに休止届（手続集 -1 または -3）と下記のあてはまる必要書類を事務局に郵送すること。また休止の必要がなくなった時は復帰届（手続集 -2 または -4）を事務局に郵送すること。また認定視能訓練士の更新申請期間に上記理由のどれにもあてはまらず、一身上の都合で休職している場合はその他として休止届を提出することで1年間のみ更新を延長することができる。（但し、それ以外の更新条件は満たしていること）休止届は認定視能訓練士更新申請期間内に更新申請に必要な書類すべて（ハンドブック認定視能訓練士更新制度を参照のこと）と一緒に提出すること。次年は更新期間内に勤務を証明する書類を提出することで更新することができる。

1) 提出書類

休止届（手続集 -1 または -3）

必要書類

- a. 海外留学・海外赴任：日本での所属施設長または留学先責任者の証明書
証明書については留学者・赴任者の氏名、所属、記載日、留学・赴任の目的、留学・赴任先、および期間を記載してもらうこと
- b. 海外留学・海外赴任に同行：家族に同行する場合は辞令の写し、留学先への招へい証明書の写しなど
- c. 病気、介護：証明可能な書類の写し（診断書など）
- d. 出産・育児：出産証明書、診断書、母子健康手帳（親と子の氏名記載欄）のいずれかの写し
- e. その他：必要書類なし

2) 休止は1年単位とする。1年を過ぎると自動的に復帰となるため、連続で休止する場合は、休止期間の1か月前までに、休止届を提出し申請すること。

3) 休止は最長5年までとする。

4) 休止届提出後、1年未満で復帰する場合は復帰届（手続集 -2 または -4）を提出すること

5) 休止期間中は学会等に参加しても単位取得は出来ない。

6) 認定視能訓練士、認定専任教員については休止期間が1年未満の場合、休止解除のみ

とし、延長は行わない。

例) 1年未満休止	更新期間延長なし
1年休止	更新期間1年延長
1年半休止	更新期間1年延長

3. 生涯教育認定事業の認定条件

認定を申請する事業は、下記1)～7)の条件を満たす必要がある。申請には事務局に生涯教育事業認定申請書(手続集XI-1)の提出を行う。理事会で審議し承認された場合は生涯教育事業認定証が交付される。

- 1) 視能訓練士に必要な知識を習得できる学術会議、講義あるいは技術講習会であること。
- 2) 運営組織を有し、代表者は視能訓練士もしくは医療従事者(国家資格取得者)であること。
- 3) 事業の記録(実施内容、参加人数、会計処理等)を有し、協会の要請に応じて事業計画書、運営組織の詳細、会員名簿等を事務局に提出できること。
- 4) 新規申請時には過去3年以上継続して事業を行っており今後も継続して行えること。
- 5) 1回の開催時間が1.5時間以上であり、年に1回以上、開催されること。
ただし、1回の開催時間が1.5時間以上3時間未満の場合は0.5単位、3時間以上は1単位の履修とする。
- 6) 開催2か月前(最低1か月前)に所定の開催予定報告書を提出し、協会ホームページに開催予定を掲載できること。開催1か月前を過ぎての提出は、ホームページ掲載不可、単位取得なしとなる。ただし、提出書類は年に1度の開催を確認する書類として受理する。
注) 1か月前までに提出しても内容に不備がある場合は、ホームページへの掲載期間が短くなる。
- 7) 開催後、すみやかに所定の開催報告書の提出ができること。

留意事項： 企業との協賛、共催、資金援助(謝金等)を受ける勉強会については単位取得が認められない。また、単位取得できない勉強会を2年連続で開催した場合は生涯教育認定事業の認定が取り消される。再度認定を受ける場合は生涯教育事業認定の申請を行なうこと。

基本的に開催前後の報告書の対照をもって内容確認とするが、虚偽の報告が発覚した場合は、単位が認められないことがある。やむを得ず内容、時間などの変更が生じた場合は、すみやかに届ける。時間の延長があった場合でも、単位の増加はしない。当日時間が短縮してしまった場合は、実際の時間で単位となる。

4. 生涯教育認定事業の講師の条件

高度な専門性や職業的独立性を有する者を講師とすることを条件とし、以下のように定

める。

1) 国家資格取得者

2) 民間資格取得者(経験年数10年以上)

臨床心理士(公認心理士) 臨床発達心理士等

民間資格とは民間団体・企業・業界団体、自治体、公益法人などが、独自の審査基準を設けて任意で与える資格である。

講師が視能訓練士の場合は協会の正会員とし、視能訓練士以外の場合は協会に提出する開催予定報告書に職種を記載すること。

2)については開催予定報告書の他、講師に関する資料(氏名、略歴などを記載)を事務局に提出し、単位認定の有無について承認が必要となる。

5. 生涯教育認定事業の名称変更

認定事業の名称を変更する場合は、生涯教育事業名称変更届(手続集XI-2)を事務局に提出すること。

6. 生涯教育認定事業の取り下げ

認定事業の取り下げを行う場合は、生涯教育事業認定取り下げ願い(手続集XI-3)を事務局に提出すること。

7. 会員証(一般・認定)・認定バッジ・認定証の再発行について

視能訓練士協会会員証および認定視能訓練士・認定専任教員会員証、認定視能訓練士・認定専任教員のバッジ等を紛失した場合は、以下の通り申請すること。

* 会員証再発行申請書

* 会員証(認定)再発行申請書

* 認定視能訓練士・認定専任教員バッジ購入申請書

* 認定視能訓練士・認定専任教員 認定証再発行申請書

なおバッジの再購入は¥1,000、会員証の再発行は¥2,500となっている。